令和7年度 埋蔵文化財発掘調査支援工事講習会のお知らせ

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター

島根県埋蔵文化財調査センターでは、県内の公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業にかかる支援工事を外注しています。本工事の受注・実施にあたっては、受注業者の担当者が発掘調査に関する基本や実施方法についての知識・技術を習得しておく必要があります。

つきましては、下記により埋蔵文化財発掘調査支援工事講習会を開催いたしますので、該当者は申込み・ 受講していただきますようお願いいたします。

記

- 1. 日時・場所 1日目 11月5日(水) 島根県埋蔵文化財調査センター(松江市打出町33)
 - 2日目 11月6日(木) 島根県埋蔵文化財調査センター(松江市打出町33)

※1・2日目は9:00~17:00頃

3 日目 11 月 7 日(金)9:00~12:00 井上古墳群発掘現場(松江市下東川津町) ※雨天の場合は、11 月 11 日 (火) に順延

- 2. 講習内容 別紙講習会日程表のとおり
- 3. 申込み 別紙申込書様式に必要事項記入の上、電子メール、FAX、郵便で申込み
- 4. 申込先 島根県埋蔵文化財調査センター 690-0131 松江市打出町 33 番地 メール <u>maibun@pref.shimane.lg.jp</u>、FAX 0852-36-8025
- 5. 申込〆切 令和7年10月28日(火) 必着

※講習の申込みは、定員(30名)になり次第、締切

- 6. 受講資格 以下のいずれかの条件を満たす者
 - ①平成23年度以降、島根県埋蔵文化財調査センターが実施する埋蔵文化財発掘調査支援 工事(業務)を請け負った業者に属する者
 - ②平成23年度以降、島根県内の埋蔵文化財発掘調査現場において表土掘削等の作業を請け負った業者で、かつ令和7・8年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式、A等級に格付けされる業者に属する者
 - ③過去に当講習会を受講し、令和8年3月末で2年間の有効期限が切れる受講証を保有する者
- 7. 受講料 無料

ただし、テキストとして、文化庁文化財部記念物課監修の下記書籍 $1 \cdot 2$ 、あるいは3を準備して当日会場に持参のこと。(同成社より刊行)

- 1. 『発掘調査のてびき』 集落遺跡発掘編、整理・報告書編(本体 5000 円+税)
- 2. 『発掘調査のてびき』各種遺跡調査編(本体3000円+税)
- 3. 1と2を合本した『定本発掘調査のてびき』(本体8000円+税)

また1日目の風土記の丘展示学習館見学には、入館料200円が必要。

- 8. 受講証の更新
- 1) 対象

令和5年度に当講習会を受講し、令和8年3月末で有効期限が切れるすべての受講証保有者。

2) 更新条件

更新対象者は以下の区分により講習課程の一部を免除する。

- ① 有効期間中に支援業務を受託しその常駐技術者として3ヶ月以上従事した者は、 1日目午前中のみの受講とする。
- ② 有効期間中に支援業務を受託しその常駐技術者として 3 ヶ月未満従事した者又は従事経験のない者は1日目のみの受講とする。

9. その他

- ○受講にあたっては、以下のご協力をお願いします。
 - ・当日は検温を行い、発熱がないことを確認してください。
 - ・発熱や風邪の症状、強いだるさや息苦しさなど体調不良の場合は受講をお控えください。
 - ・手洗いなど手指の消毒をお願いします。

【参考】

令和8年度の発掘調査支援工事の一般競争入札では、島根県公共工事の一般的な入札参加資格事項以外に、 以下の条件を付す予定。

1) 工事実績等

次の①・②の条件のいずれかを満たすものであること。

- ①平成23年度以降、島根県埋蔵文化財調査センターが実施する埋蔵文化財発掘調査支援工事(業務) を請け負った業者。
- ②平成23年度以降、島根県内の埋蔵文化財発掘調査現場において表土掘削等の作業を請け負った業者で、かつ令和8~9年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式、A 等級に格付けされる業者。
- 2) 配置技術者

次の基準を満たす主任技術者を本件工事に専任で配置できること。

- ア 土木工事業に係る1級又は2級土木施工管理技士の資格を有すること。
- イ 配置技術者は、次の①・②の要件のいずれかを満たすこと。
 - ①過去2年間において島根県埋蔵文化財調査センターが実施した埋蔵文化財発掘調査支援業務講習会を受講していること。
 - ②過去5年間において、島根県埋蔵文化財調査センターの実施した埋蔵文化財発掘調査現場で6ヶ月以上主任技術者として従事した経験を有すること。
- ウ 配置技術者は、当工事の開札の日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。
- エ 配置技術者は契約日時点で配置できる技術者とする。なお、入札書を提出する時に、他の工事に主 任技術者を配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補 者を提出することができる。
- オ 入札書等を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り資格 確認資料を提出することができるものとする。
 - ①従事中の工事の契約工期の終期が発掘調査開始日の前日までの場合
 - ②従事中の工事の契約工期が発掘調査開始日以降の場合であっても、完成検査が発掘調査開始日 の前日までに行うことが決定している場合
- カ 落札後、工事の履行にあたって、入札時に提出した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は 退職等の極めて特別な場合に限る。

なお、落札後において、配置予定技術者の専任配置ができないことが明らかになったときは、契約 前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。

【お問い合わせ先】

島根県埋蔵文化財調査センター高速道路

調査推進スタッフ

担当:平石

TEL.0852-36-8608

FAX.0852-36-8025

E-mail: maibun@pref.shimane.lg.ip